

碧南市ロゴマークの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、碧南市のロゴマーク（以下「マーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(デザイン等)

第2条 マークの縦・横比率、色、文字等の表記方法は、碧南市ロゴマーク使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づくものとする。

(使用承認の申請)

第3条 マークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、市長に碧南市ロゴマーク使用承認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ等報道機関が報道のために使用するとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(使用承認の基準)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用を認めるときは、碧南市ロゴマーク使用承認書（別記様式）を交付するものとする。

2 マークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しない。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とした活動に利用されるおそれがあるとき（特に市の広報宣伝効果があると市長が認めるときを除く。）。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (5) 次条に規定するマークの使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (6) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (7) 品質、性能等について公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないとき。
- (8) その他承認することが不相当と認めるとき。

(マークの使用方法)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) マークの使用については、マニュアルに従うこと。
- (2) マークの一部分のみを使用若しくは変形し、又は他の図形、文字等と重ねて使用しないこと。
- (3) 市長の指示する使用条件がある場合は、それに従うこと。
- (4) 商標権その他必要な手続が必要なときは、それを行うこと。

(マークの使用に要する費用等)

第6条 マークの使用は無償とする。ただし、マークの使用に要した費用等は使用者が負担し、市は一切の責任を負わない。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が使用承認の内容を変更しようとするときは、再度申請書を市長に提出しなければならない。

(承認内容の取消し等)

第8条 市長は、マークの使用が承認内容に違反していると認めるときは、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、その承認に係る物件の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 市長は、承認を得ずにマークを使用又は使用しようとしている者に対し、その承認に係る物件の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

4 マークの使用の取消し、使用停止等に要する使用物件の回収費等は、使用者が負担することとする。

(使用期限)

第9条 マークの使用期限は、使用開始日を起算日として1年間とする。ただし、それを超えて使用する場合は、再度申請書を市長に提出しなければならない。

(損失補償等の責任)

第10条 市長は、マークの使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

附 則

この規程は、平成20年5月12日から施行し、同年4月5日から適用する。

別記様式（第4条関係）

碧 第 号
年 月 日

様

碧南市長 氏 名 印

碧南市ロゴマーク使用承認書

年 月 日に提出いただいた碧南市ロゴマークの使用承認申請書（承認番号第号）について、使用を承認します。

なお、使用条件に違反した場合は、承認を取り消し、速やかに使用物件の回収をしていただく場合があります。また、申請内容に変更がある場合は、再度審査し、その結果承認を取り消す場合があります。その取消しの決定による回収など発生した損害について、市は補償等一切の責任を負いません。